

奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十号

奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会規則（平成十四年八月奈良県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第六条」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。